

重要事項説明書 火災共済契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通共済約款・特約条項をご参照ください。また、ご不明な点については、代理所または当組合までお問い合わせください。

1. 火災共済の仕組みおよび引受条件等

(1) 火災共済の仕組み

火災共済は火災をはじめとする様々な偶然な事故により、建物・家財などが損害を受けた場合に共済金をお支払いいたします。

(2) 担保内容

① 主な支払い事由（共済金をお支払いする場合）

概要を記載しております。次に掲げる事故によって共済の目的について生じた損害に対して、損害共済金をお支払いします。詳細につきましては、普通共済約款・特約条項の「共済金の支払」・「共済金の支払額」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

(○:共済金をお支払いします。×:共済金をお支払いしません。)

| 事故の種類 | | 普通火災共済 | | | 総合火災共済 | |
|-------|--------------|--------|------|------|--------|-------|
| | | 住宅物件 | 普通物件 | 工場物件 | 住宅物件 | 非住宅物件 |
| 損害共済金 | 1 火災 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2 落雷 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3 破裂・爆発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 4 風・ひょう・雪災 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 5 物体の落下・衝突等 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 6 騒じょう・労働争議等 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 7 水ぬれ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 8 盗難 | × | × | × | ○ | ○ |
| | 9 水災 | × | × | × | ○ | ○ |

② 主な費用共済金

概要を記載しております。事故の形態によっては被災時の様々な費用をカバーする費用共済金をお支払いします。詳細につきましては、普通共済約款・特約条項の「共済金を支払う場合」・「共済金支払額」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

(○:費用共済金をお支払いします。×:費用共済金をお支払いしません。)

| 事故の種類 | | 普通火災共済 | | | 総合火災共済 | |
|-----------|-------------|--------|------|------|--------|-------|
| | | 住宅物件 | 普通物件 | 工場物件 | 住宅物件 | 非住宅物件 |
| 費用共済金 | 10 臨時費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 11 残存物取片付費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 12 失火見舞費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 13 傷害費用 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | 14 地震火災費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 15 修理付帯費用 | × | ○ | ○ | × | ○ |
| 16 損害防止費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

③ 主な免責事由（共済金をお支払いできない場合）

火災共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款・特約条項の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ・地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます）損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても共済金はお支払いできません。

上記のほか、次のような場合にも共済金をお支払いいたしません。

- ・価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等、または設計書・図案・帳簿等につき申込書に明記しなかったものに生じた損害
- ・火災などの事故の際の紛失・盗難の損害
- ・風・ひょう・雪災の事故で損害額が20万円に満たない場合
- ・総合火災共済のご契約で水災による損害割合が30%未満であり、かつ建物に床上浸水も発生しなかった場合
- ・商品・製品等の盗難

④ 風災、ひょう災、雪災の場合の支払い

(共済金の支払い方法および共済金をお支払いできない場合)

火災共済では、風災、ひょう災、雪災の場合、1回の事故につき20万円を差し引いた額を共済金として、お支払いいたします。なお、火災等の事故でお支払いする費用共済金はお支払いいたしません。また、次に掲げるものに生じた損害に対しても共済金をお支払いいたしません。したがって、損害は建物自体に限定し、建物に付着した看板等の付属物や建物以外の物置等、屋外に設置されたものは全て支払い対象から除外いたします。

お支払いできないもの

- ・門、塀、垣その他の工作物
- ・建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物

・看板、温水器、アンテナ、日除その他の屋外設備・什器

(3) 共済期間(共済のご契約期間)

共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年ですが、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能です。詳しくは代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の共済期間につきましては、申込書にてご確認ください。

(4) 引受条件(共済金額(ご契約金額)等)

ご契約いただく共済金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳しくは代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の共済金額につきましては、申込書にてご確認ください。

①事故が発生した場合に十分な保障が受けられるよう、共済金額(ご契約金額)は評価額(時価)に過不足なく設定してください。共済金額が評価額を超えてご契約されても、その超過部分については保険金をお支払いすることができません。また、評価額に満たない場合は、お支払いする共済金が損害額より少なくなる場合があります。

※ 評価額について

共済金額を時価額(使用による消耗分を控除した価額)を基準に設定した場合には共済金も時価額を基準にお支払いいたします。

②建物のみのご契約では、建物以外の損害は保障されません。建物とは別に共済金額をお決めになり、ご契約もれのないようご注意ください。

2. 共済掛金

共済掛金は、共済金額、共済期間、建物の所在地、用途・構造等によって決定されます。詳しくは代理所または当組合までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客様の共済掛金は申込書に記載されたものとなりますので、必ずご確認ください。

3. 共済掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は、以下のいずれかからお客様のご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。

- ・口座振替方式・・・分割払、一時払
- ・直接集金方式・・・一時払

4. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、代理所または当組合にご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合があります。詳しくは代理所または当組合までお問い合わせください。

★ 共済に関する相談・苦情・連絡窓口

当組合への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

連絡先電話番号:024—526—1027(受付時間:平日の午前9時～午後5時)

重要事項説明書 火災共済注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通共済約款・特約条項をご参照ください。また、ご不明な点については、代理所または当組合までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

共済期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- (1) お客様がご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2) クーリングオフをされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当組合宛に必ず郵便にてご通知ください。ご契約を申し込まれた代理所では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。

<組合あて先>

〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20 福島県火災共済協同組合
クーリングオフ担当 行

《記入例》

下記火災共済契約をクーリングオフします。

| | | |
|-----------------|----------------|------------|
| 契約者住所： | 証書番号： | |
| 氏名： | 印 | 共済掛金領収書番号： |
| 連絡先電話番号： | 共済期間：〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 申込日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 | ～〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 共済の種類： | 取扱代理所、扱者： | |

- (3) クーリングオフされた場合には、既にお払い込みいただいた共済掛金は、速やかにお客様にお返しいたします。また、当組合はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合は、共済期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する共済掛金を日割りでお支払いいただく場合がございます。

<クーリングオフできない場合>

次のご契約等は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- ・ 共済期間が1年以下のご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・ 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(申込書の記載上の注意事項)

- ①ご契約時に組合に重要な事項を申し出ただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されることや共済金をお支払いできないことがあります。
- ②ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、共済契約は無効となります。
 - 他人のために(他人の所有するものを共済の目的とする)共済契約をする場合にご契約者がその旨を申込書に明記しなかったとき。
 - ご契約者または被共済者(火災共済の保障を受けられる方)が共済の目的(火災共済の対象である建物または家財など)がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき。

(2) 契約締結後における留意事項(通知義務等)

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に代理所または当組合にご通知ください。ご通知がないと、変更の後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。

- ①建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき
- ②建物の構造または用途を変更するとき
- ③家財などを引越しなどにより他の場所に移転するとき
- ④建物の買い替えまたは建替えをするとき
- ⑤建物の増築・改築・一部取り壊し、またはこの共済契約で保障しない事故による共済の目的の一部滅失により、共済の目的の価額が増加または減少したとき
- ⑥共済の目的を同一とする他の共済契約(保険契約を含みます)を締結するとき
- ⑦住所または、通知先を変更する場合

3. 責任開始期

共済責任は、共済期間(共済のご契約期間)の初日の午後4時(申込書または共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。共済掛金は、ご契約と同時に払い込みください。共済期間が始まった後であっても、代理所または当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。

4. 主な免責事由(共済金をお支払いできない場合)

火災共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款・特約条項の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- (1)ご契約者・被共済者(共済の保障を受けられる方)等の故意、重大な過失によって生じた損害
- (2)戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- (3)地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害など

5. 共済掛金の払込猶予期間等の取扱い

- (1)第2回目以降の分割共済掛金は、毎月の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割共済掛金のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては共済金をお支払いできません。また、共済契約が失効したり共済契約を解除させていただくこともあります。
- (2)分割払の場合で、共済金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間の共済掛金をご請求させていただく場合があります。

6. 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合には、代理所または当組合にお申し出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより共済掛金を返還、または未払い共済掛金をご請求させていただくことがあります。また、返還される共済掛金があっても多くの場合払い込まれた共済掛金の合計額より少ない金額となりますので、ご契約は是非継続されることをご検討ください。

7. 共済金の削減、共済掛金の追徴

組合は損失金のてん補のため、共済金を削減または共済掛金を追徴することがあります。

8. 共済事業の実施方法について

共同事業

- ①火災共済については当組合と全日本火災共済協同組合連合会(日火連)が共同して事業を行っております。この共同事業により、両者は連帯して共済契約上の責任を負います。
- ②ご契約の申込その他共済契約に関する行為については、当組合が行います。
- ③万一、当組合が契約の当事者の地位を失ったときは日火連が共済責任の保障を継続します。

★ 共済に関する相談・苦情・連絡窓口

当組合への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

連絡先電話番号:024—526—1027(受付時間:平日の午前9時～午後5時)

★ 事故が起こった場合には、ご契約の代理所または当組合へご連絡ください。

重要事項説明書 その他ご注意いただきたいこと

1. 代理所の役割

当組合代理所は、共済契約の締結の代理権を有しており、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結、共済掛金の領収、共済掛金領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがって、当組合代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約については、当組合と直接契約されたものとなります。

2. 契約締結時にご注意いただきたいこと

- (1) 共済掛金をお支払いいただきますと、当組合所定の共済掛金領収証が発行されますのでお確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても共済契約証書が届かない場合は、当組合にご照会ください。
- (2) 質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間に共済契約証書は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に共済契約証書を送付いたしますので、ご了承ください。

3. 契約締結後にご注意いただきたいこと

- (1) 共済契約証書は大切に保管してください。
- (2) ご契約者の住所などを変更される場合には、代理所または当組合までご通知いただきますようお願い申し上げます。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

4. 万一事故が発生した場合には

- (1) 事故が発生した場合には、すみやかにご契約の代理所または当組合にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと共済金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 共済金のご請求にあたっては、当組合所定の書類を提出していただきますので、ご契約の代理所または当組合にお問い合わせください。
- (3) 共済金請求権については、時効(2年)がありますのでご注意ください。
- (4) 損害共済金(通貨等の盗難の場合などを除きます。)のお支払い額が1回の事故で共済金額(ご契約金額)の80%を超えたときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、共済金のお支払いが何回あっても共済金額(ご契約金額)は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※共済金額(ご契約金額)が時価額を超えるときは時価額とします。

5. お客様に関する情報の取扱いについて

(1) お客様に関する情報の利用目的について

火災共済契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、火災共済制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 共済契約の引受、共済金の支払その他当組合の共済契約の履行および付帯サービスの提供
- 共済事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます)
- 当組合の火災共済事業ならびに火災共済事業に付帯する事業、および当組合と協力関係にある中小企業関係団体の共済種目・各種サービスの案内・提供

(2) お客様に関する情報の第三者提供について

火災共済契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、火災共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、当組合と協力関係にある中小企業関係団体と共同利用する場合
- 共済契約の適正な引受、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
- 質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合(本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます)
- 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合

★ ご契約に当たりましては、上記の重要事項説明および約款を十分にご確認・ご了承のうえ、共済契約申込書をご提出ください。

なお、申込書にいただく契約申込印は、この重要事項説明をお受けになられた印も兼ねておりますので、ご了承ください。

また、ご契約者と被共済者が異なる場合には、上記記載事項を被共済者にもお伝えください。

★ 詳しくは当組合・代理所にお尋ねください。